

Weekly コラム

令和5年12月19日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

インボイスの写しや 電磁的記録の保存に注意！

インボイス(適格請求書)発行事業者が交付したインボイスの写し又は提供したインボイスに係る電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存する必要があり、これは適格簡易請求書、適格返還請求書、修正した適格請求書についても同様となりますので、ご注意ください。

上記の交付したインボイスの写しとは、交付した書類そのものを複製したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれます。

交付したインボイスの写しの電磁的記録による保存については、国税に関する法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電子帳簿保存法に基づき、インボイスに係る電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができるとされています。

なお、作成したデータの保存にあたっては、下記の一定要件を満たす必要があります。

- ①電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等(システム概要書、操作説明書等)の備付けを行う
- ②電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプ

レイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておく

③国税に関する法律の規定によるインボイスに係る電磁的記録の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしておくこと又はインボイスに係る電磁的記録について、取引年月日、その他の日付を検索条件として設定できることや、日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができることの要件を満たす検索機能を確保しておくこと

国税庁では、インボイス制度への対応には事業者の各種準備が必要となることから、登録を決めた事業者に対しては、早めの準備を勧めています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。